

2022年 3月 1日

各 位

株式会社 岩手銀行

外貨普通預金規定 および 外貨定期預金規定 の改定について

岩手銀行（頭取 田口 幸雄）では、2022年3月31日をもって外貨現金を伴うお取扱いを終了させていただくことを踏まえて、「外貨普通預金規定」および「外貨定期預金規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前から外貨預金のお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定内容

外貨現金による預入れ・払戻しのお取扱いを終了します。

(1) 外貨普通預金規定【抜粋】（変更箇所の下線表示をしております。）

「3（口座への受入れ）条項内（1）」、「6（預金の払戻し・解約）条項内（2）」の変更
3（口座への受入れ）
(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。
① <u>円貨（外貨現金による預入れはできません。）</u>
② 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収書等（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの。
③ 為替による振込金
6（預金の払戻し・解約）
(2) <u>外貨現金による払戻しはできません。</u>

(2) 外貨定期預金規定【抜粋】（変更箇所の下線表示をしております。）

「5（預金の解約、書替継続）条項内（2）」の変更
5（預金の解約、書替継続）
(2) <u>外貨現金による払戻しはできません。</u>

2. 実施日

2022年4月1日（金）

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 市場金融部 国際業務室

電話：019-624-8783（直通）

以 上